

## 栃木県薬局機能情報の 定期報告がお済みでない方へ

- ◇栃木県薬局機能情報提供制度実施要領第3条に基づき、**全薬局** が毎年10月1日現在の薬局の状況を10月31日までに報告(原則、栃木県ホームページ内とちぎ医療ネットにおいて入力)することとなっています。
- ◇前年の1月1日から12月31日までに処方せんを応需した者の数は必ず報告してください。

## 取扱処方せん数届の提出は 年明け、お早めに

- ◇医薬品医療機器等法施行令第2条に基づき、前年の1月1日から12月31日までの総取扱処方箋枚数(眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数)を毎年3月31日までに届出することとなっています。

ただし次の薬局の方は届出不要です。

- ・前年において業務を行った期間が3ヶ月未満の場合
- ・前年における総取扱処方箋数を前年の業務を行った日数で除して得た数が40以下の場合



- ◇用紙は栃木県ホームページから印刷又は今市健康福祉センター窓口にて配布しています。

### 【薬局機能情報制度に関する問合せ】

栃木県県西健康福祉センター  
生活衛生課 生活薬事担当  
鹿沼市今宮町1664-1  
TEL 0289-64-3029

### 【書類の提出】

栃木県今市健康福祉センター  
保健衛生課 生活衛生担当  
日光市瀬川51-8  
TEL 0288-21-1066

※このメール・FAXは日光市薬剤師会のご協力のもと、日光市内の会員薬局に一斉送信させていただいています。